

職制中、並み中、及び中を「」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一（給料等の支給）の一部を改正する規則

規則七 一（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第二十條の三第一項」を「第二十條の五第一項」に改める。
第二十條中「第十條の二」を「第十一條」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七 三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項中

課長	室長	チームリー	グ	考査員	政策監	技術管理監
----	----	-------	---	-----	-----	-------

を

課長	国際教養大	学設置準備	事務局長	室長	チームリー	グ	考査員	政策監	防災監	技術管理監
----	-------	-------	------	----	-------	---	-----	-----	-----	-------

に改め、同表知

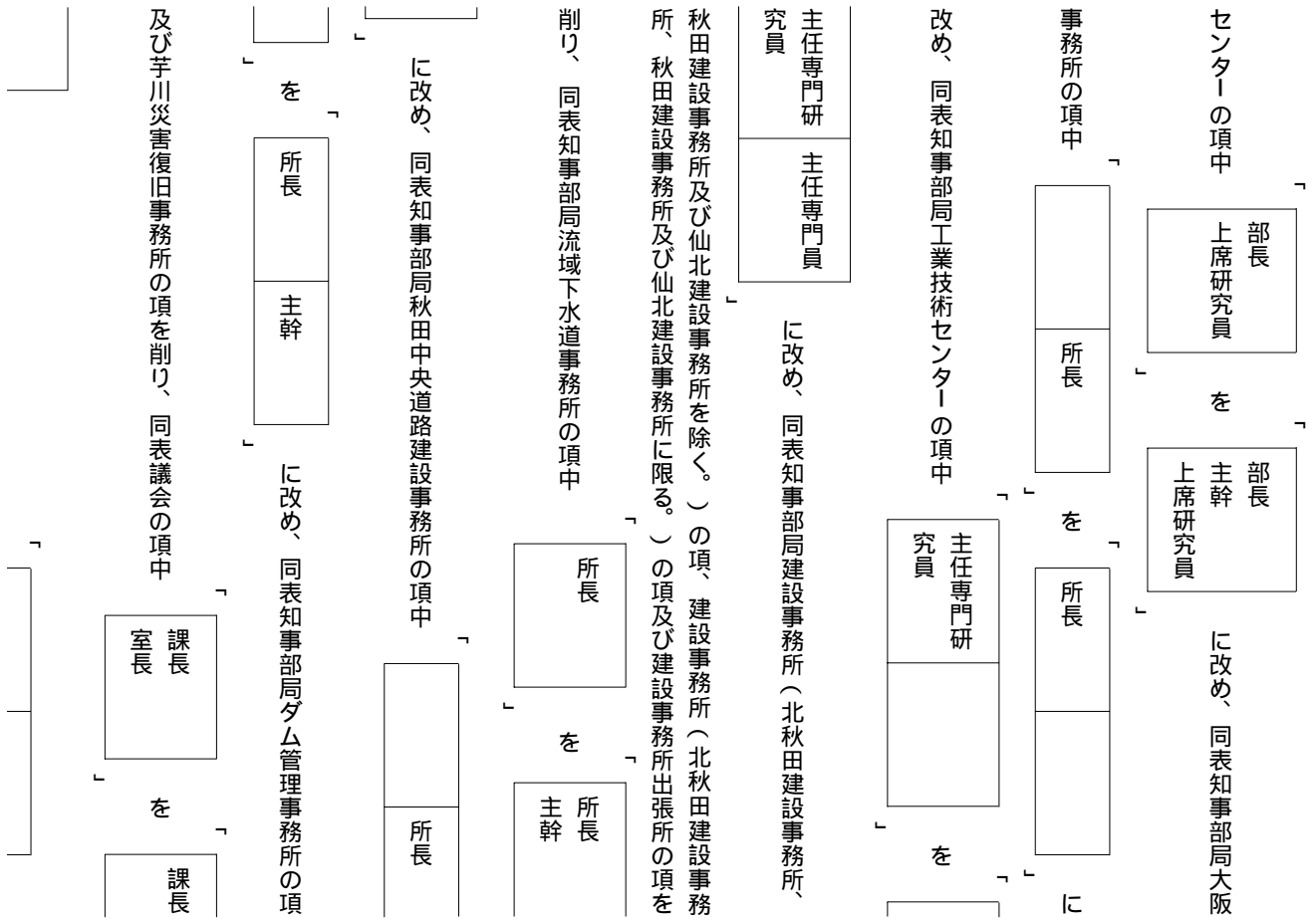
事部局の項中

地方部	地方部長	地方部副部長
地方部県民室		
北秋田地方部大館地区総合事務所		

を

地域振興局	大館地区総合事務所	八郎潟基幹施設管理事務所	仙北平野農村整備事務所	ダム管理事務所（協）	ダム管理事務所及び松川ダム管理事務所（除く。）	ダム管理事務所（協）	ダム管理事務所及び松川ダム管理事務所（限る。）
-------	-----------	--------------	-------------	------------	-------------------------	------------	-------------------------

局長	課長
部長	主幹
次長	主幹
上席主幹	主幹
主幹	主幹
主席専門員	主席専門員



に改め、同表教育委員会博物館の項中
館長
に改める。

附則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
人事委員会規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則
規則七 九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第二号中、「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。
附則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
人事委員会規則七 三〇（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三〇（寒冷地手当）の一部を改正する規則
規則七 三〇（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。
第二十五条中、「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。
附則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
人事委員会規則七 三三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則
規則七 三三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。
第三条の二第二項第二号中、「総合教育センター」の下に「、図書館」を、「青少年交流センター」の下に「、生涯学習センター、子ども博物館」を加え、「生涯学習

センター」を、「近代美術館、博物館、農業科学館」に、「及びスポーツ主事」を「管理主事、学芸主事、スポーツ主事、指導主事補及び社会教育主事補（教育職給料表（二）の適用を受けていた職員から引き続き当該職員となつた者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。）」に改め、同項第三号中「教育職給料表」を「教育職給料表（二）」に改め、「職員から」の下に「引き続き」を加え、同項に次の一号を加える。

四 市町村課国体準備室、子育て支援課、県民文化政策課、環境政策課環境あきたアクションチーム、建設交通政策課、公文書館又は総合生活文化会館に勤務する職員で人事委員会が第二号に掲げる職員に準ずると認めるもの
 第五条第九号を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七 四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「県税事務所」を「地域振興局総務企画部県税課（秋田地域振興局にあつては、県税部）」に改める。

第八条第一項中「水田総合利用推進課」を「水田総合利用課、地域振興局農林部」に改め、「総合農林事務所」を削る。

第九条第一項の表中「総合農林事務所、仙北平野土地改良事務所、八郎潟基幹施設管理事務所」を「地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所」に改め、「建設事務所」を削り、同条第二項中「総合農林事務所、建設事務所」を「地域振興局農林部、地域振興局建設部」に改める。

第十三条第一項中「総合農林事務所、仙北平野土地改良事務所、建設事務所」を「地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、地域振興局のダム管理事務所」に改め、「ダム管理事務所」を削り、「高速道路対策事務所及び芋川災害復旧事務所」を「及び高速道路対策事務所」に改める。

第十三条の二中「総合農林事務所、仙北平野土地改良事務所、建設事務所」を「地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所」に改める。

第十四条中「総合農林事務所、仙北平野土地改良事務所、八郎潟基幹施設管理事務所、建設事務所」を「地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所」に改める。

第十四条の二第一項中「建設事務所」を「地域振興局の」に改め、同条第二項第一号中「建設事務所又は」を「地域振興局の」に改める。

別表県税業務手当の項中「県税事務所」を「地域振興局総務企画部県税課（秋田地域振興局にあつては、県税部）」に、「所長、主幹、課長」を「部長、課長、主幹」に改め、同表ダム管理・建設業務手当の項中「建設事務所又は」を「地域振興局の」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七 六二（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一に掲げる公署とし、条例第十三条の三第一項に規定する人事委員会が指定する公署（以下「準特人公署」という。）は、別表第二」に改める。

第四条第一項第一号中「人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下、「及び」という。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

級別区分	公 署 名	所 在 地
四級地	北秋田地域振興局秋形・森 吉ダム管理事務所 北秋田地域振興局秋形・森 吉ダム管理事務所森吉出張所 北秋田地域振興局早口ダム 管理事務所	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山 国有林 北秋田郡森吉町森吉字砂子沢下岱七〇 北秋田郡田代町早口字大割沢一

公 署 名	所 在 地	一級地	三級地
		北秋田地域振興局山瀬ダム 管理事務所 山本地域振興局素波里・水 沢ダム管理事務所 山本地域振興局素波里・水 沢ダム管理事務所水沢出張 所 仙北地域振興局鑑畑ダム管 理事務所 仙北地域振興局協和ダム管 理事務所 雄勝地域振興局建設部企画 道路課秋ノ宮道路管理班 水産振興センター内水面試 験池 保呂羽山少年自然の家 大館警察署大葛警察官駐在 所 矢島警察署笹子警察官駐在 所 湯沢警察署田代警察官駐在 所 湯沢警察署仙道警察官駐在 所 湯沢警察署湯ノ代警察官駐 在所	鹿角警察署十和田湖警察官 駐在所 六 鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱一三の 六 北秋田郡田代町岩瀬字大川目元渡四の 一九八 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林 山本郡峰浜村水沢字水沢山一三 仙北郡田沢湖町田沢字中山四四の七 仙北郡協和町船岡字大川前八 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字畑五〇 北秋田郡阿仁町中村字戸草沢六七 平鹿郡大森町八沢木字大木屋七三 北秋田郡比内町大葛字大葛四四の一 由利郡烏海町上笹子字下野四の二 雄勝郡羽後町田代字禁九一の三 雄勝郡羽後町中仙道字堀内七一の四 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山居野二の七

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
 別表第二(第一条関係)

<p>秋田地域振興局岩見ダム管 理事務所 雄勝地域振興局皆瀬・板戸 ダム管理事務所 森吉警察署幸屋渡警察官駐 在所</p>	<p>河辺郡河辺町三内字財の神国有林 雄勝郡皆瀬村川向字小貝淵一の一 北秋田郡阿仁町幸屋渡字西野小綱一の一六</p>
--	--

附 則

(施行期日)
 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 雄勝地域振興局建設部企画道路課秋ノ宮道路管理班、保呂羽山少年自然の家及び湯沢警察署湯の代警察官駐在所に勤務する職員の特勤勤務手当の月額、この規則による改正後の規則七 六二(特勤勤務手当等)(以下「改正後の規則」という。)第三条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。))第十三条の二第一項の特勤公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、同条第二項に規定する特勤勤務手当基礎額に、同条第一項の規定による支給割合に平成十五年四月一日(以下「施行日」という。))から平成十七年三月三十一日までの間にあっては百分の四を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあっては百分の二を加えた割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 改正後の規則第二条に定めるもののほか、増田警察署皆瀬警察官駐在所は、平成十八年三月三十一日までの間、準特勤公署とする。

4 増田警察署皆瀬警察官駐在所に在勤する職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第四条第二項又は第五条第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、これらの規定に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額(その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)に百分の四(施行日の前日において条例第十三条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日(当該職員が改正後の規則第五条第四項第一号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。))から起算して五年に達している場合は、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百(その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五

年に達した日後については、百分の五十)を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表中「社団法人秋田県林業コンサルタント」を「社団法人秋田県林業コンサルタント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会細則

人事委員会細則七 六二 一(特勤勤務手当等の実施細則)の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十五年三月三十日

秋田県人事委員会事務局長 石田 横 男

人事委員会細則七 六二 一(特勤勤務手当等の実施細則)の一部を改正する細則

細則七 六二 一(特勤勤務手当等の実施細則)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「簡易局」を「郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設」に改め、同条第八号中「に規定する病院」の下に「(次号に規定する旧総合病院に該当するものを除く。)を加え、同条第九号を次のように改める。

九 旧総合病院 最寄りの医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十五号)による改正前の医療法第四条に規定する総合病院をいう。

第三条第十号中「商店」の下に「(コンビニエンスストアを含む。)」を加える。第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「上欄」を「各項目」

に、「当該下欄」を「それぞれの欄」に改める。

第六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「五万人以上の市」を「三万人以上の市町村」に、「市の市役所」を「市町村の市役所又は町村役場」に改め、同条第二号中「五万人以上の市」を「三万人以上の市町村」に、「市の人口」を「市町村の人口及び特勤勤務手当に準ずる手当の受給状況」に改める。

別表第一中

3	6	9	12	15	18	21	24	30	36	42	48	54	60
---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

2	4	6	8	10	12	14	16	20	24	28	32	36	40
---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

豊く池町	
役場#	

井での距離	A	1	2	4	6	8	10	12											
	B	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12							

井での距離	A	1	2	4	6	8	10	12											
	B	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12							

を	郵便局までの距離	A	1	2	3	4	5	6	8	10	12								
		B	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5							
	役場までの距離	A	1	2	3	4	5	6	8	10	12								
		B	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5							

		6	
		8	
		10	
		12	
6			
8			
10			
12			

別表第四を次のように改める。

「総合病院」を「旧総合病院」に改める。

別表第 4 (第 5 条関係)

項 目	細 分	点
集 落 状 況	周囲 4 km 以内に 1 戸もない場合	30 点
	周囲 4 km 以内に 10 戸以内の場合	20 点
勤 務 状 況	単独勤務	20 点
	2 人勤務	10 点
飲 料 水	天水、川水、ゆう水又は井戸水を利用する場合	15 点
	天水、川水、ゆう水又は井戸水を利用する場合であつて、浄化設備が設置されている場合	10 点
不 健 康 地	別に定めるところにより 15 点以内	
	日常生活利用施設 周囲 20km 以内に 5 項目ない場合	20 点
	飲食店・喫茶店・美容店 周囲 20km 以内に 4 項目ない場合	10 点
	理容店・美容院 周囲 20km 以内に 3 項目ない場合	5 点
文 化 ・ ス ポ ー ツ 施 設 (図 書 館 民 間 図 書 館 幼 童 図 書 館 幼 童 図 書 館 幼 童 図 書 館)	周囲 20km 以内に 4 項目ない場合	10 点
	周囲 20km 以内に 3 項目ない場合	5 点
	新聞の朝刊 (全国の地域にわたって販売されるものに限る。) が配達されない場合又は翌日以降の配達となる場合 日本放送協会の地上放送が受信できない場合又はこれに準ずる場合	5 点
情 報 伝 達 機 能		5 点

- (注) 1 「勤務状況」については、第 6 条第 2 号に規定する公署に勤務する職員の数により判断するものとする。
 2 「勤務状況」の点は、「集落状況」による点に加算される場合に限り加算するものとする。
 3 「集落状況」、「飲料水」及び「不健康地」の点は、公署に勤務する職員のうち半数以上の職員の居住地の状況が該当しないときは、各項目 5 点を減点した点数を限度とする。
 4 「情報伝達機能」の点は、公署に勤務する職員のうち半数以上の職員の居住地の状況が同様である場合に限り加算するものとする。

別表第6(第6条関係)

別表第6(第6条関係)

市町村の人口	公署からの距離	10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満
15万人以上	30点	20点	15点	10点	5点
15万人未満	10万人以上	20点	15点	10点	5点
10万人未満	5万人以上	15点	10点	5点	
5万人未満	3万人以上	10点	5点		

(注) 1 減点対象の市町村が複数ある場合には、その合計点数を上限とし、一の市町村の最大点を下限として、その点数内で生活実態等を勘案しながら調整を行うものとする。
 2 職員の8割程度以上が特勤勤務手当に準ずる手当を受給している公署については、「10km未満」である場合には、「10km以上20km未満」の欄の点数を適用するものとする。

別表第7(第6条関係)

職員の居住市町村の人口	準ずる手当の受給状況	職員の8割程度未満	職員の8割程度以上
15万人以上		30点	20点
15万人未満	10万人以上	20点	15点
10万人未満	5万人以上	15点	10点
5万人未満	3万人以上	10点	5点

(注) 職員が複数の市町村に分散して居住している場合には、各点数に職員構成割合を乗じて得た点数の合計を減点するものとする。

様式第1号の次に掲げるものとする。

様式第1号(第7条関係)

特 地 公 署 等 実 態 調 査 書
(年 月 日現在)

公署名 _____ 所在地 _____

1 給料表別職員数

給料表						計	備考
職員数	人	人	人	人	人	人	

2 職員の居住する市町村の状況

市町村名							備考
職員数	人	人	人	人	人	人	

3 経路略図 別紙とする。

4 公署の最寄りの駅又は停留所の状況

駅又は停留所の名称	交通機関の名称	公署からの距離	備考
		km	

5 公署の最寄りの公共施設等の状況

公共施設等	名称	所在地	公署からの距離			備考	
			交通機関のない部分	交通機関のある部分			
				バ	ス	鉄	道
小学校			km	km	km		
中学校			km	km	km		
高等学校			km	km	km		
郵便局			km	km	km		
役場			km	km	km		
診療所			km	km	km		
病院			km	km	km		
旧総合病院			km	km	km		
スーパーマーケット			km	km	km		
金融機関			km	km	km		
市の中心地			km	km	km		
県庁所在地	秋田県庁	秋田市山王四丁目1-1	km	km	km		

6 交通機関又は道路の状況

区分	区 間	距離	交通機関又は道路の状況	該当要素
	~	km		
	~	km		
	~	km		
	~	km		
	~	km		
	~	km		

7 生活環境

(1) 公署

周囲4km以内の民家の戸数	なし・10戸以内(____戸)・11戸以上			
使用飲料水	水道 有・無(井戸水・川水・天水・ゆう水・その他_____ 浄化設備 有・無)			
不健康な地域状況	風土病地域等 湿潤地域 極寒地域 多雪地域 有毒ガス発生地域等 その他_____ 備考_____			
交通用具を使用した場合の 公署からの距離	施設	名称	所在地	距離
	飲食店			km
	喫茶店			km
	理・美容院			km
	書店			km
	クリーニング店			km
	図書館			km
	公民館			km
	幼稚園			km
スポーツ施設			km	

(2) 宿舎

宿舎名	所在地	入居職員数	人
周囲4km以内の民家の戸数	なし・10戸以内(____戸)・11戸以上		
使用飲料水	水道 有・無(井戸水・川水・天水・ゆう水・その他_____ 浄化設備 有・無)		
不健康な地域状況	風土病地域等 湿潤地域 極寒地域 多雪地域 有毒ガス発生地域等 その他_____ 備考_____		

8 特記事項

「 総合病院 までの距離 」 や 「 旧総合病院 までの距離 」

「 2004 」 や 「 184 」

点灯設備	電話設備	集落状況	勤務状況	飲 料
点	点	点	点	

水	不健康地	集落状況	勤務状況	飲 料 水	不健康地	日常生活 利用施設	文 化 ツ
点	点	点	点	点	点	点	

・又水 施設	情報伝達 機能
点	点

附 則
 上の細則は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄